人推協だより ほうと。 あい 第204号

愛荘町人権教育推進協議会

問 (事務局)教育委員会生涯学習課内(秦荘庁舎) **☎**0749−37−8055 FAX0749−37−4192

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催 第41回全国中学生人権作文コンテスト 法務大臣政務官賞

「知ること、考えることは守ること」

宮城県 村田町立村田第二中学校 3年 小関 ソフィア (こせき そふぃあ)

私は、日本に生まれ育ち、平和な毎日を送っています。 時には悩むこともありますが、それは生活を脅かすような ものではありません。しかし、今現在、平和な生活どころ か、命まで脅かされている人々がいるのです。

『戦争』・・私はこの言葉を歴史の中の遠い出来事だと 思っていました。でも、今年になって突如としてこの言葉 が身近なものになってしまいました。

ちの幸せな暮らしを、そして大切な命を奪う恐ろしい戦争 が、今、実際に起きているのです。

私の母はウクライナ人です。ウクライナには今も祖父と 祖母、叔父が暮らしています。

やさしい笑顔の祖母は、ウクライナで料理人をしていた そうです。その影響もあってか、母は時々ボルシチやピロ シキなどのおいしい料理を作ってくれます。母のふるさと ウクライナは私にとっても、大切な場所です。

私が最後に家族とウクライナを訪れたのは、十年以上前 で、まだ小さい時ですが、お店が立ち並ぶきれいな町並み をうっすらと覚えています。しかし、この戦争で町は砲撃 され、近くに爆弾が落ちたため、祖父母と叔父は住んでい たマンションを出て、別の町に移らなければならなくなり ました。

戦争が始まってから、母と祖母は毎日のようにテレビ電 話で話をしています。子どもたちに心配をかけたくないの か、詳しい状況を話すことはあまりなく、互いに笑顔を見 せ、明るくふるまっています。でも内心は、どれほど不安 で、どれほど悲しい気持ちでいることでしょう。母が通っ ていた小学校が焼け落ちてしまったと聞いたときは、とて も辛そうで、私も胸が苦しくなりました。

私の父は、世界情勢についていつも色々と調べていて、 たくさんの情報の中から私にも戦争の現状を説明してくれ ることがあります。

あるとき私は、民間人や民間施設を攻撃することが禁止 されているにも関わらず、病院や学校が標的にされ、罪の ない子どもや女性など多くの市民が犠牲になっていること を聞き、怒りを感じ、批判を口にしました。その時父は、「確 かにそうだ、ただどんなことも、ひとつの方向からだけ見 て判断し、批判することは危険なことだ」と話してくれま した。

その後、この戦争について色々な記事を見ている中で、 私は、日本に住むロシア人が一方的な偏見から差別や中傷 を受け、「憎悪犯罪」と呼ばれるものが起きていることを 知りました。この日本でも、戦争によって無関係の人たち が傷つけられている現実があったのです。そういえば、ウ

クライナ人の母は、ロシア人の仲のいい友達と、互いに複 雑な思いを抱いていると聞いたことがありました。

直接的な被害の他にも、この戦争で大きな傷を負ってい る人は世界中に本当にたくさんいるのだと知り、私は『戦 争は最大の人権侵害」という言葉の意味を、より深く感じ ました。

ネット社会に生きる私たちは、日々様々な情報を得てい ます。誰かの言動を批判する意見を見ると、それを正義の ように感じ、自分でもよく考えずに批判してしまうことが あるのではないかと思います。それが人権侵害につながる かもしれないとは思わないで・・。

私は、何事もまず、よく「知ろうとする」ことが大切だ と思うようになりました。そして、多角的な視点で情報を ロシアによるウクライナ侵攻。たくさんの罪もない人た 集め、自分で考えて判断することを意識するようになった のです。

> そんなとき、生徒会でウクライナへの支援募金をしよう という話が持ち上がりました。自分にも何かできないかと 思っていた私は、生徒会メンバーと話し合い、全校生徒の 前でウクライナの現状を知ってもらうスピーチを行うこと にしました。ポスターも作り、期間中は毎日呼び掛けをし ました。その結果、生徒はもちろん、保護者の皆さんや先 生方にも賛同してもらい、予想をはるかに上回る支援金を 集めることができたのです。

> 金額もですが、みんながウクライナの現状を知り、真剣 に考えてくれたことがとてもうれしかったです。また、募 金の役立て方について、生徒会メンバーで調べ、話し合っ たことで、活動がより実りあるものになりました。

> 『人権を守る』というと難しく感じるかもしれません。 でも、何事もまずよく知ろうとすること、色々な方向から 情報を得て、自分で考え、判断しようとすることが、人権 を守る第一歩だと、今私は感じています。

> 戦争や人権についてだけではなく、私たちの日常生活の 様々な場面でも同じことが言えます。校内に掲示してある 学校安全スローガン『知ることは自他を守ること』この言 葉の意味が、今の私にはとてもよくわかります。

私はこれからも、知ること、考えることを大切にして、 みんなの人権を守れる人間になりたいと考えています。そ していつも、自分にできることを探して行動する気持ちを 忘れないようにしたいと思っています。

【作者の原文をそのまま掲載しています。】



☎=電話番号 W=ファックス番号 図=電子メール 囲=申し込み先 問=問い合わせ先

愛荘町防災行政無線システム 大切な お知らせです ≪戸別受信機を無料で貸じ出じています≈

防災行政無線とは?

防災行政無線は、災害発生が予想される場合に、気象の予警報、地震発生時にはその震度情報などを住民の皆様にお伝えします。 また、避難情報などは町ホームページやNHKデータ放送と併せて防災行政無線でもお伝えします。

平常時には、町のお知らせを放送しており、各自治会のお知らせや連絡などにも活用いただいています。

また、行政や自治会のボタンを押すことで過去の放送を聞き直すことが可能です。

戸別受信機とは?

ご家庭や事業所に1台ずつ設置していただく屋内受信機です。

台風などの豪雨の中、屋外スピーカーからの放送だけでは、放送内容を聞き取れないことが 予想されます。

命に関わる重要な情報を、正確に受け取っていただくために、無償で貸出しています。

受取りがまだの方は、下記の申込窓口までお越しください。

※旧戸別受信機は、くらし安全環境課へご返却ください。 貸出対象:愛荘町に住民登録をされている世帯主に1台 愛荘町に住所を有する事業所に1台

※2台目配布に関しまして、町防災行政無線施設条例および防災行政無線施設管理運営規則に基づき負担金をお願いし、戸別 受信機の配布が可能になりました。

問 匣 くらし安全環境課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7699

ミブレーカー設置の補助制度を開始しました!!

町では、地震時における電気を起因とする住宅からの出火 を防止し、被害の減少や地域の防災力の向上を図るため、感 震ブレーカー設置に対する補助制度を始めました。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知して自動的にブレー カーを落として、建物の通電火災を防ぐものです。各家庭に設 置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで、 被害を大きく軽減することができると考えられています。

①町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されているもの。 ②町税等に滞納のない世帯に属しているもの。

対象製品

- ①分電盤タイプ (一般社団法人日本配線システム工業会の感 電機能付住宅用分電盤規格 (JWDS0007付2) に定める 構造および機能を有するものに限る。)
- ②簡易タイプ
- ③コンセントタイプ

補助金額

購入および設置に伴う費用の半額(上限2万円)

※1世帯につき1回限り。

※住宅を新築する際の購入および設置 に要するものは、対象となりません。

申請方法(機器購入前)

- ①設置補助金交付申請書
- ②見積書等の写し
- ③設置しようとする感震ブレーカー等 の使用が確認できる書類 (カタログ等)
- ※交付決定を受けた後、工事に着手して下さい。
- ※申請様式は町ホームページからダウンロードもしくは本課 窓口でお渡ししています。

問 くらし安全環境課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7699

製品ごとの特徴・注意点を踏まえ、適切に選びましょう!











全国戦没者追悼式への参列者募集

日本武道館(東京都)で開催予定の全国戦没者追悼式に参 列されるご遺族を募集します。(8月14日~15日、1泊2日 の団体行動ができる方)

1. 募集対象者

戦没者 (一般戦災死没者を含む)の原則として配偶者、子、 父母、兄弟姉妹、孫、ひ孫、戦没者の子・兄弟姉妹の配 偶者および甥姪で県内在住の方。1柱複数名での同時参 加はできません。障害をお持ちで介助者の同行を必要と する方は下記までお問い合わせください。

2. 募集人数

40名程度(応募多数の場合は県選考基準による優先順位 順とし、同順位の場合は抽選とします。(新型コロナウイ ルス感染症の感染状況により募集人数が変更となる可能性 があります。) 結果は6月下旬~7月上旬頃に通知します。

3. 参加費

数千円程度

※介助者の参加費用(交通費、宿泊費など)は全額自己負担となります。

4. 募集期間

5月1日~5月31日 当日消印有効

5. 応募方法

はがき、ファックスまたはしがネット受付サービス

◇はがき、ファックスで応募

参加希望者の郵便番号、住所、氏名、ふりがな、生年月日、

戦没者との続柄、電話番号(日中連絡可能な電話番号 を記載願います。) 戦没者の氏名、ふりがな、戦没時の 本籍都道府県名、陸軍・海軍の別を記入

◇しがネット受付サービスで応募

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/ apply-procedure-alias/zenkoku-tsuitousiki



6. 申込みおよび問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県健康福祉政策課 援護係

☎077-528-3514 (直通) [FAX] 077-528-4850

(5月1日(月)から申込開始

18 aisho 2023.05 aisho 2023.05 19